

【1993年12月20日】連合「与党年金改正プロジェクトチームの報告」に対する見解

日本労働組合総連合会

連合「与党年金改正プロジェクトチームの報告」に対する見解

1993年12月20日

連合年金改革対策本部

本部長 鷲尾悦也

本日公表された「与党年金改正プロジェクト」の報告は、新年金方式(いわゆる60歳台前半の弾力化措置の具体化)として、「別個の給付」を提案している。

このことは、65歳支給を基本形とする「繰り上げ減額支給」(89年の前回改正時に国会提案され、法案修正により否定された仕組み)が排除され、定年・雇用と年金の連結がそれなりに考慮されたという意味で評価できるが、「報告」は、以下の点で連合の提案と大きく乖離しており、同意できない。

1. 60～64歳の間を受給できる年金は、報酬比例部分に限定されているが、これでは満額年金の約半分程度であり、60歳以後に一定以上の賃金収入を得られない者にとっては、生活保障となりえない。
2. 報告では、この点をカバーするとともに多様な選択ニーズに応えるものとして、老齢基礎年金の繰り上げ減額支給制度を併せて提案している。この場合の減額率(支給率)については、「別個の給付」の導入時点での最新の生命表にもとづくとして具体的数字を示していないが、この制度を併用しても、60歳からの満額年金は確保されず、しかも65歳前にこの繰り上げ減額支給を選択受給すると、65歳になっても満額の年金を受けられない。
3. 60歳をすぎて働くことが著しく困難な者については、例外措置として、65歳前でも満額年金を支給する仕組みを検討するよう提案しているが、その対象として、障害者と45年以上加入者を例示しているのみである。定年後に働きたくても働けない場合には、十分な年金が保障されるべきであり、これでは極めて不十分である。
4. 新制度の導入時期については、2001年(平成13年)からスタートし、2013年(平成25

年)に完成させるとしている。しかし、次回財政再計算(1999年に予定される)の際に、この移行スケジュールを見直す可能性に含みのある時期設定ともみえるが、前回改正時の政府提案より移行時期を3年ずらしたただけであり、上記の内容が導入されるということでは基本的に変わりがない。

5. 基礎年金の国庫負担については、「連立与党として直ちに検討に着手すべき重要な課題」として、今回改正での扱い(例えば、いつまでに結論を出すよう法律に明記するのかわからないのかなど)についてはふれていないが、国庫負担の引き上げについて、中期財政支出、中期税制改革などを展望しつつ計画を示すべきである。
6. 在職老齢年金の具体的な改善方策について、年金額と賃金との合計が一定額以下の場合には年金と賃金の調整は行わず併給するとしているが、同時に、賃金収入がある場合には現行どおり少なくとも2割の年金を支給停止とするよう提案している。
これでは低い賃金しか得られない場合でも、「別個の給付」の年金でさえ満額受けられないことになり、連合の提案している「部分就労・部分年金」の考え方と異なる。
7. 報告では、以上の提案にあたり、「年金改正の具備すべき条件」として「希望すれば少なくとも65歳まで働き得るような社会の仕組みを作り上げる」としているが、そのような社会の仕組みができてから、新制度に移行するのか、または新制度に移行することによって、そのような社会の仕組みを作り上げようとしているのかについては不明確になっている。

年金審議会の意見書でも指摘されている雇用と年金の結合は、年金改正にあたって最も重要な視点であり、60歳をすぎて働きたくても働く場が確保されていない場合でも新制度を導入(いわゆる見切り発車)するということでは、勤労者の生活不安を強めることになる。連合は、今回の年金改革にあたり、60歳年金支給を前提に、可処分所得基準方式の導入や年収ベースによる保険料負担など給付と負担についての積極的な提言を行ってきた。しかし報告は、連合提案の一部が反映されているとはいえ、重要部分については適確に反映されていない。また、60歳台前半の雇用や国庫負担などの問題解決を先送りしており、将来のあるべき姿を示していない。

年金改革にあたっては、高年者雇用や国庫負担のあり方について方向と内容を固め、併せて国民合意の得られる具体的な改正案を提案すべきであり、今後の与党政策幹事会での検討においては、こうした点を十分ふまえて提案内容を固めるよう切望する。